

劇場、百貨店などにおける火気の使用 に関する運用の見直しについて

上尾市消防本部予防課

従来から、一定規模以上の劇場、百貨店、駐車場、飲食店などの、火災が発生した場合に人命危険、延焼危険が高い場所では、上尾市火災予防条例第 23 条において火気の使用など（「喫煙」、「裸火の使用」、「危険物品の持込」）を規制しています。

しかし、火気の使用などを全面的に禁止してしまうと、社会生活に支障をきたしてしまいます。そのため、関係者からの事前の申請により、その行為が、消防長が定める基準に適合していると認められた場合に限り、例外としてこれらの行為を必要最小限の範囲で行うことができます。（これを、「解除承認」といいます。）

このたび、解除承認に関する運用基準の見直しを行い、平成 27 年 8 月 1 日から、運用を開始することとしました。

市内事業所関係者の皆様は、以下の事項に留意し、基準に適合した火気の使用や、必要な申請等にご協力をお願いします。

第 1 禁止される行為の種別と場所

種 別	場 所
喫煙 裸火の使用 危険物品の持込み	(1) 劇場、映画館、観覧場、集会場等の舞台及び客席（「喫煙」は除外条件有） (2) キャバレー、ダンスホール、飲食店等の舞台 (3) 百貨店等（床面積の合計が 1,000 ㎡以上）の売場等（「喫煙」は除外条件有）、屋内展示場で公衆の出入りする部分 (4) 文化財建造物の内部及び周囲（一部除外条件有） (5) 映画スタジオ等の撮影用セットを設ける部分 (6) 地下街（延面積 1,000 ㎡以上）の売場（飲食店を除く）
喫煙 裸火の使用	自動車車庫又は駐車場（地階・2 階以上の階 200 ㎡以上、1 階 500 ㎡以上、屋上 300 ㎡以上のもの、機械式 10 台以上）
危険物品の持込み	(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（前項の（1）の場所を除く）の公衆の出入りする部分 (2) キャバレー、ダンスホール、飲食店等（公衆の出入りする部分の床面積の合計が 100 ㎡以上） (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る）

※この表の場所を「指定場所」といいます。

第2 禁止される行為と指定場所に掲示する標識

喫煙



マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為をいいます。

裸火の使用



「炎」、「火花」又は「発熱部を外部に露出した状態で使用するもの」をいいます。

危険物品の持込



消防法で定める危険物、可燃性ガス、可燃性液体・固体類、火薬類をいいます。

※以上の3つの行為を「**禁止行為**」といいます。

第3 禁止行為や対象とならない行為の具体例

当市内で多く見られる禁止行為と対象とならない行為の例です。これ以外にも禁止行為に該当する場合があります。詳しくは下記担当までお問合せください。

●禁止行為に該当

- ① 劇場、百貨店などでの裸火の使用
- ② 物品販売店（延面積 1,000 m²以上）などにおける大量の危険物品の販売
- ③ 飲食店（客席の床面積の合計 100 m²以上）などにおけるカートリッジ式ガスボンベの持込み

➡ **解除承認が必要**

●禁止行為に該当しない行為

物品販売店などにおけるがん具用煙火の販売（SF マーク付きで総火薬量が**5キロ未満***に限る） ⇒ 解除承認は不要

第4 解除承認の手続きなど

1. 予防課への事前相談

指定場所において、禁止行為を行おうとする場合には、事前に予防課と相談し、次の内容を確認してください。

- ① 行おうとする行為が禁止される行為となるか。また、行為をする場所が禁止場所となるか。
- ② 禁止される行為・場所にあたる場合に、解除承認を受けるときの条件はなにか。

2. 申請書類の提出及び書類審査

必要書類を作成し、予防課に提出してください。※**提出書類は2部ずつ作成**
なお、申請は禁止される行為を行う**おおむね10日前**までに申請してください。
申請された書類について、内容を含め審査を行います。

3. 現地確認及び解除承認

書類審査との整合を現地にて確認を行い、解除承認を受けられる場合は、予防課より「禁止行為解除承認通知書」を交付します。

担当・お問合せ／上尾市消防本部予防課 予防・査察担当
調査・保安担当
電話：775-1314 FAX：775-2230
月～金曜日（祝祭日を除く）8:30～17:15

